

学校経営のポイント

“学校評価ガイドライン”の効果的活用

若井 彌一

今回は、去る3月30日に都道府県教育委員会に通知された文部科学省の「学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」と略称）に関連づけて、各学校と教育委員会が取り組むべきと思われることについて述べておきたい。

“学校評価ガイドライン”を通知

すでに新聞等で報道されているように、小学校設置基準や中学校設置基準等に基づいて平成14年度から行われてきた各学校の自己点検・評価について、平成16年度では実施率が96.5%に達しているものの、自己点検・評価結果の公表は42.8%にとどまっております。また、「評価方法も統一されていない」という（3月30日『毎日新聞』による）。

評価方法が「統一されていない」のは、小・中学校の設置基準で、評価項目等について各学校にゆだねているのであるから（第2条第2項）、当然の結果といえなくもない。

今回のガイドラインは、全国の学校（公立小・中学校等）の評価項目・評価方法を完全に統一化（画一化）しようとするものではない。しかし、結果的には、共通化あるいは標準化が、今後、格段に進むことは十分に予想される。結果的に、徐々に共通化・標準化が進んだとしても、それは忌避すべきことではない。各学校では、ガイドラインをよく読んで、自校での取り組みを見直し、活用すべきと判断される事項については積極的に活用していきたい。

教育委員会としては、文科省のガイドラインを各学校に通知するだけでなく、これを機に所管の学校の校長会との間で、どのような事項を取り入れていったらよいかについて、協議する場を設けるように努めたい。

評価作業自体の肥大化を防ぐ工夫が必要

ガイドラインでは、各学校の自己点検・評価に加えて、学校の設置者が設置する外部評価委員会による「外部評価」の実施を促している。一般論としていえば、どのような組織であれ、自己点検・評価だけでは限界がある。第三者による外部評価も、その意味では意義がある。

ただし、外部評価に備えるために、学校の教育活動に注ぐべきエネルギーの多くが、自己点検・評価作業に向けられるようなこと（評価作業の肥大化）は好ましくない。ガイドラインでは「評価の項目・指標例」として、教育課程・学習指導、生徒指導、進路指導、安全管理、保健管理、特別支援教育、組織運営、研修、保護者・地域住民との連携、施設・設備管理の10項目と、それぞれの〔指標例〕を例示している。

これらの項目すべてについて、毎年度、詳細に及んでの評価文書を作成していくとすると、取組みの要領を得なければ、膨大なエネルギーが評価作業自体に注がれることになりかねない。「評価作業ふくれ、教育活動萎む」ということになったのでは、なんのための学校評価か、ということになる。

学校は、一人ひとりの児童・生徒に直接的に良質な教育活動を展開し、児童・生徒の人間としての総合的な資質・能力を身につけさせることを基本的使命としている。その教育活動の充実・向上に資するためという焦点化された学校評価のあり方を、全国の教育委員会と学校は力を合わせて検討し、実施に移し、改善を重ねていきたいものである。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●3月27日刊●好評発売中！ 新年度の必備研修図書 A5判 240頁・定価2310円 教育開発研究所・刊
長谷川元洋（金城学院大学助教授）【編】 安保和幸（弁護士）【法律監修】

間違いだらけの個人情報保護対策！ 法的視点をふまえ事例と図解で整理！

『どう対処する！ 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）